中央市子どもの学習・生活支援事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和４年５月

中　央　市

中央市子どもの学習・生活支援事業業務委託　公募型プロポーザル実施要領

１　目的

本事業は、生活困窮者自立支援法（平成３１年３月２９日社援地発 0329 第 10 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）に基づき、生活困窮世帯等の子どもに対し、学習の支援及び教育の相談等を実施することにより、子どもの学力向上を図るとともに、学習の支援を通じて社会性や協調性等を育むことにより、子どもの将来的な自立を図る一助とする。

こうした事業の目的を踏まえて、公募型プロポーザル方式により提案を求め、総合的に評価し、この業務に最も適した事業者を選定することを目的とする。

２　事業概要

（１）業務名

中央市子どもの学習・生活支援事業業務委託

（２）業務内容・履行場所

別紙　「仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約締結日から令和５年３月３１日（金）まで

３　予算額上限額

２，５２１，２００　円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記金額は、業務委託に係る一切の費用を含むものであり、契約時の予定価格を示すものではなく、予算規模を示すために明示するものである。

４　参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

（１）法人格を有していること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していない者であること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

（５）告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
（６）税の滞納がない者であること。

５　参加申込方法

参加資格要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出すること。

（１）提出書類

ア　企画提案参加申込書（様式第１号）
イ　企画提案書（様式第２号）
ウ　企画提案参加資格に関する宣誓書(様式第３号)
エ　法人の登記事項証明書(原本)（提出日において３か月以内に発行されたもの）
オ　定款又はこれに代わるものの写し
カ　直近の事業報告書及び収支決算書
キ　直近の納税証明書(法人市民税、固定資産税、消費税及び地方税に係る未納がないことの証明)

（２）提出部数

・企画提案書類　　正本１部　副本 10 部
※A4 ファイルに綴じること
・その他の書類　　各１部

（３）提出期限

・提出意思確認書類提出期限
令和４年６月８日（水）　午後５時まで(必着)
※(1)提出書類参照エ～キ　様式第１号及び様式第３号
・企画提案書類の提出期限
令和４年６月 16 日(木)　午後５時まで(必着)
※様式第２号及び添付書類

（４）提出場所

〒409－3892
山梨県中央市臼井阿原３０１－１
中央市　福祉課　社会福祉担当
TEL：055-274-8544

（５）提出方法

郵送又は持参
※郵送の場合は、提出期限内に到着したものに限り受け付けることとする。
電話にて書類の到着確認をすること。
※持参の場合は、土日を除く午前９時から午後５時までとする。

（６）留意事項

ア　提案書は、１事業者について１提案とする。提出後における提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、市が補正を認めた場合、この限りではない。

イ　提出された提案書等は返却しないものとする。

６　質問の受付・回答

（１）質問方法

質問書（様式第４号）の提出による。

（２）質問受付期間

令和４年５月 23 日（月）～令和４年６月２日（木）午後５時まで（必着）

（３）提出方法

電子メールにより提出すること。なお、必ず電話で到着確認をすること。

（４）提出先

中央市　福祉課　社会福祉担当

TEL：055－274－8544

Mail：fukushi@city.chuo.yamanashi.jp

（５）質問に対する回答

回答については、市ホームページへ掲載を行う。

（６）留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

７　参加の辞退に関する事項

参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式第５号）を令和４年６月 16 日（木）午後５時まで(必着)に中央市福祉課社会福祉担当まで持参又は郵送で提出すること。その際、既に提出された書類については、全て返却する。

８　選考方法

（１）優先交渉権者の選考

提出された企画提案書の内容に基づき、「中央市プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査する。審査項目、提案を求める内容については別表のとおりとする。なお、参加事業者が１者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考する。

別　表

審査項目	審査基準	配点
業務実績	・他の自治体において、本業務に類似した業務を行った実績	5　　点
業務の実施体制	・確実に業務が実施できる体制になっているか。 ・実施にあたって安全性の配慮がされているか。	40　点
業務の実施方法	・仕様書に定める取り組み内容の実施方法は、具体的かつ効果的な内容か。 ・応募者独自の提案事項は、効果的な内容か。 ・新型コロナウイルス感染症対策を考慮されているか。	50　点
事業費の見積り	・提案価格（税込）	5　　点

（２）審　査

審査は非公開とし、書類と事業者プレゼンテーションによる審査を実施する。審査は、下記のとおり実施する。

ア　日　時

令和４年６月 23 日（木）（予定）※詳細は別途通知する。

イ　場　所

山梨県中央市臼井阿原 301-1　中央市役所 ※詳細は別途通知する。

ウ　事業者の出席者

事業者プレゼンテーション審査への出席者は、１事業者につき３名以内とする。

（３）審査実施方法

ア　事業者プレゼンテーション（20 分以内）

プレゼンテーションは提出した企画提案書類を用いて、その表記順に行うこと。パソコン等を使用しプレゼンテーションを行う場合は、事業者がパソコンを持参すること。

※本市では、プロジェクター（ケーブルを含む）及びスクリーンを用意する。インターネットへの接続が必要な場合は、事業者がインターネット環境を用意すること。

イ　質疑応答（概ね 10 分）

（４）審査結果

審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、優先交渉権者については、選定後に市ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ及び異議申し立て等は受け付けない。

（５）優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、本市と仕様書及び企画提案内容・価格等を基本に協議のうえ契約し受託者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行うものとする。

９　参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

（１）「４　参加資格要件」を満たさなくなった場合。

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（３）書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。

（４）審査の公平性を害する行為があったとき。また、候補者として不適格と認められるとき。

（５）プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

１０　その他

（１）参加申込や企画提案等に係るすべての費用は、参加事業者の負担とする。

（２）本市に提出された関係書類等は返却しない。

（３）本市は、提出された関係書類等の機密保持に十分配慮する。

（４）業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと、変更等を加える場合がある。

１１　スケジュール

令和４年５月 23 日（月）	告示・公募開始
５月 23 日（月）～６月２日（木）	質問の受付期間
６月３日（金）	質問の回答期限
６月８日（水）午後５時まで	提出意思確認書類の提出期限
６月 16 日（木）午後５時まで	企画提案書類の提出期限
６月 23 日（木）（予定）	事業者プレゼンテーション審査
６月 24 日（金）（予定）	審査結果通知・公表

１２　連絡先

中央市　福祉課　社会福祉担当

〒409－3892

山梨県中央市臼井阿原 301－1

ＴＥＬ：055－274－8544

ＦＡＸ：055－274－1125

Ｍａｉｌ：fukushi@city.chuo.yamanashi.jp